

千葉県男女共同参画地域推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における男女共同参画社会づくりに取り組む千葉県男女共同参画地域推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する普及・啓発
- (2) 県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供
- (3) 男女共同参画施策に関する地域の要望の把握並びに県及び市町村への報告
- (4) 地域における女性のロールモデルの発掘及びその情報発信
- (5) その他、男女共同参画を推進するために必要な活動

(各種関係団体との連携)

第3条 推進員は、市町村をはじめ地域における各種関係団体等と緊密な連携をとり活動するものとする。

(配置)

第4条 推進員は、原則として市町村を単位として配置する。

(推進員の委嘱)

第5条 推進員は、広く地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する者の中から市町村長の推薦により知事が委嘱する。

(推進員の任期)

第6条 推進員の任期は2年以内とし、知事が定めるものとする。

2 再任は妨げないものとする。

(委嘱の取消し)

第7条 推進員が他の市町村に転出した場合、第9条の遵守事項に違反した場合、その他推進員としてふさわしくない行為があった場合は、知事は委嘱を取消すものとする。

(県の役割)

第8条 県は、推進員の地域における活動を支援し、各地域における効果的な取組を促進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 推進員に対する男女共同参画に関する各種情報の提供
- (2) 推進員に対する研修会の実施
- (3) その他、推進員が担う役割に関し必要なこと

(遵守事項)

第9条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないものとする。

2 推進員は、その地位を営利、宗教又は政治目的のために利用しないものとする。

(報告)

第10条 推進員は、活動状況等について県に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 18 年 10 月 25 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。